

新			旧		
(漁具漁法の制限) 第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表中欄に掲げる漁具漁法により同表右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。			(漁具漁法の制限) 第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表中欄に掲げる漁具漁法により同表右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。		
魚種	漁具・漁法	規模	魚種	漁具・漁法	規模
あゆ	竿釣(友釣)		あゆ	竿釣(友釣のみ)	
	竿釣(鮎ルアー釣)	鮎ルアーおよびリールを使用する。 ルアー用仕掛けは、ルアー末端から長さ10cmまでとし、かけ針はイカリ(4本以内)・蝶針(2段以内)・チラシ(ヤナギ)針(3本以内)のみとする。 ただし、組合が公表した区域に限る。		投網	裾目は600目以下
				脇投網	長さ11m以下
	投網	裾目は600目以下	こい、ふな	竿釣	
脇投網	長さ11m以下				
こい、ふな	竿釣		いわな、やまめ	竿釣	
いわな、やまめ	竿釣				
2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する遊漁証取扱店に <u>掲示して公表するものとする。</u>					
(遊漁料の額及び納付方法) 第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、 <u>第3項ただし書に規定</u>			(遊漁料の額及び納付方法) 第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が18歳未満の		

する方法により遊漁料を納付するときは、3,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	1日 3,000円 1年 15,000円
	網具	1年 12,000円
いわな、やまめ こい、ふな	竿釣	1日 1,500円 1年 5,000円

2 次の各号に該当する場合は、前項の表に掲げる額を次のとおりとする。

(1) 遊漁者が18歳未満のとき

無料

(2) 女性又は身体障害者のとき

あゆ竿釣年券及びあゆ網具年券に限り、前項の表に掲げる額の2分の1の額

(3) あゆ竿釣のうち、鮎ルアー釣のみで採捕するとき

前項の表に掲げる額から、日券は500円、年券は7,000円を減算した額

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

ア 足羽川漁業協同組合 福井市市波町 25-11-1

イ 足羽川漁業協同組合が委託した遊漁承認取扱店

ウ 足羽川漁業協同組合が委託した遊漁証オンラインシステム

別紙一覧のとおり

ときは無料、女性・身体障害者のときは、あゆ年券のみ同項に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、3,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	1日 3,000円 1年 15,000円
	網具	1年 12,000円
いわな、やまめ こい、ふな	竿釣	1日 1,500円 1年 5,000円

(新設)

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

ア 足羽川漁業協同組合 福井市市波町 25-11-1

イ 足羽川漁業協同組合が委託した遊漁承認取扱店

ウ 足羽川漁業協同組合が委託した遊漁証オンラインシステム

別紙一覧のとおり

別記様式第1号 遊漁承認証

裏 注意事項

2 福井県漁業調整規則及び当組合の遊漁規則を遵守してください。違反者は規則により罰せられます。

◎当組合が行っている増殖事業及び漁場管理

1 毎年福井県内水面漁場管理委員会より示された目標増殖量以上の放流を行っています。

2 遊魚規則に基づき定められた遊魚料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

別記様式第1号 遊漁承認証

裏 注意事項

2 福井県内水面漁業調整規則及び当組合の遊漁規則を遵守してください。違反者は規則により罰せられます。

◎当組合が行っている増殖事業及び漁場管理

1 毎年福井県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示量以上の放流を行っています。

2 遊魚規則に基づき定められた遊魚料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。